学校感染症出席停止について

柏原市立柏原東小学校

学校保健安全法に基づき、学校において他の児童に感染するおそれのある感染症にかかった場合は「出席停止」となり、欠席扱いになりません。医師の診断を受けられましたら、点線以下をご記入いただき、学校まで提出してください。

分 類	種 類	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血	治癒するまで
	熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ポリオ、ジフ	
	テリア、SARS、MERS、特定鳥インフルエンザなど	
第2種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過する
		まで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日
		を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、または舌下線の腫脹が発現した後5
		日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適切な抗菌
		薬療法が終了するまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が かさぶたになるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱・咽頭炎・結膜炎などの主要症状が消退した後2
		日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性	
	結膜炎、その他の感染症(溶連菌感染症、感染性	*その他の感染症は、必要があれば、学校医の意見を
	胃腸炎、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ、	聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾
	RS ウイルス感染症、EB ウイルス感染症、手足口	患です
	病、伝染性紅斑、他)	

学校感染症による欠席届

年 組 児童名

医師により下記の診断を受けましたので、欠席致します。

診断名						
出席停止期間	年	月	日 ~	年	月	日
医療機関名						

柏原市立柏原東小学校長様

年 月 日 保護者氏名